

# 横浜市社会福祉法人施設審査会事務取扱要領

制 定 平成 26 年 6 月 1 日

最近改正 令和 8 年 5 月 18 日

## 1 趣旨

横浜市社会福祉法人施設審査会運営要綱（以下「要綱」という。）に基づく審査会事務の取扱については、この要領の定めるところによる。

## 2 担当事務関係

要綱第 2 条第 1 項第 3 号の別に定める事業は、別表 1 のとおりとする。

## 3 審査基準関係

要綱第 8 条の別に定める評価項目は、別表 2 のとおりとする。

## 4 幹事審査基準関係

要綱第 12 条第 2 項の別に定める職は、別表 3 のとおりとする。

なお、機構改革等により職名が変更された場合は、新たな職名に読替えるものとする。

### 附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から実施する。

### 附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から実施する。

別表 1 (第 2 条第 1 項第 3 号関係)

事業名称	根拠法令等
特別養護老人ホーム	老人福祉法
老人短期入所施設	老人福祉法
養護老人ホーム	老人福祉法
軽費老人ホーム	老人福祉法
指定介護老人福祉施設	介護保険法
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法
介護老人保健施設	介護保険法
介護医療院	介護保険法
小規模多機能型居宅介護	介護保険法
看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法
認知症対応型共同生活介護	介護保険法
指定障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
保護施設	生活保護法

別表 2 (第 8 条関係)

## 横浜市社会福祉法人施設審査会審査基準

評価項目		評価項目 (例示)
設置・運営主体の評価	1 組織体制(役員等)	(1) 理事長(代表者)の経験及び適格性
		(2) 役員(理事、監事)の構成
		(3) 施設長(管理者)の適任性
	2 運営状況	(1) 事業実績
		(2) 過去 3 か年の監査結果
		(3) 法人の経営状況
		(4) 施設運営の基本的考え方
	事業計画の評価	3 資金計画
(2) 経営資金(運転資金)の確保状況		
(3) 借入金償還計画の確実性		
4 用地等の状況		(1) 建設用地の確保
		(2) 建設用地の立地条件
		(3) 近隣対応
5 施設計画		(1) 施設内容及び整備方針
		(2) 利用者等への対応
		(3) 整備率
その他	6 特に考慮すべき事項	(1) 減点事項
		(2) 調整事項
		(3) その他

注 1 審査は、社会福祉法その他の法令等に定める基準に基づいて行うほか、この表の評価項目について行う。

注 2 この表の評価細目は例示である。審査会に附議する案件の所管課は、評価項目についての審査を適切に行うことができるよう、この表を参考にして評価細目を設定すること。

別表 3 (第 12 条第 2 項関係)

職名
行財政局ファシリティマネジメント推進課長
建築局宅地審査課宅地企画担当課長
健康福祉局福祉保健課長
健康福祉局障害施策推進課長
健康福祉局高齢健康福祉課長
健康福祉局監査課長